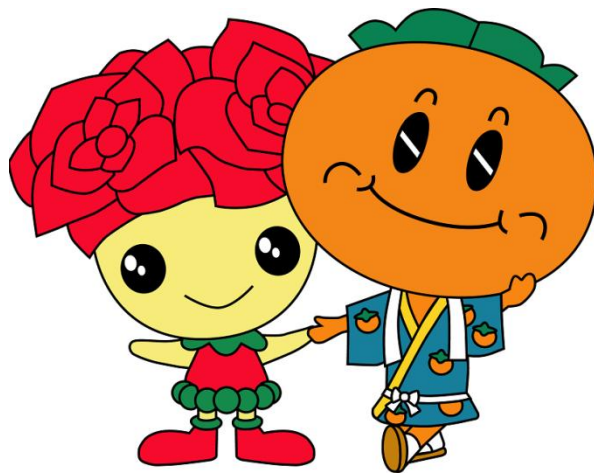


# 大野町子どもの読書活動 推進計画

～すべての子どもに読書のよろこびを～



平成 28 年 3 月  
大野町教育委員会

# 大野町子どもの読書活動推進計画

## 目次

第1章 計画策定の趣旨と目的	3
・「子どもの読書活動の推進に関する法律」	
・第三次基本計画が示す課題と基本方針	
・「岐阜県子どもの読書活動推進計画」の策定と取組	
・「第三次岐阜県子どもの読書活動推進計画」の目標と方針	
・「大野町の子どもの読書活動推進計画」の位置づけ	
・大野町の現状について	
第2章 大野町子どもの読書活動推進計画の策定	9
1. 目的	
2. 計画の基本方針	
3. 計画の対象	
4. 計画の期間	
第3章 大野町における子どもの読書活動の推進のための施策	10
1. 家庭・地域における子どもの読書活動の推進	
2. 幼稚園・保育園における子どもの読書活動の推進	
3. 学校における子どもの読書活動の推進	
4. 町立図書館における子どもの読書活動の推進	
5. 子どもの読書活動の推進にかかるネットワークづくり	
第4章 計画の推進と評価	12
1. 推進状況の確認	
2. 評価について	
参考資料	
・子どもの読書活動の推進に関する法律	13
・大野町子どもの読書活動調査 アンケートの結果	15

## 第1章 計画策定の趣旨と目的

### ◆「子どもの読書活動の推進に関する法律」

今日、テレビ、ビデオ、インターネット等の様々な情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化、幼児期からの読書習慣の未形成などによる子どもの「読書離れ」が指摘されています。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」は、子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものであるとの理念を示し、社会全体でその推進を図っていくことを定めています。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」は、平成13年12月、議員立法により公布・施行されました。同法第8条・9条は、国及び地方公共団体に対して、子どもの読書活動の推進に関する計画を策定、公表することを定めており、これを受けて平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次基本計画）が閣議決定されました。その後、平成20年3月に第二次基本計画、そして平成25年5月に第三次基本計画を策定し、それぞれ概ね5年間にわたる施策の基本的方針を明らかにしています。

### ◆第三次基本計画が示す課題と基本方針

第一次基本計画、第二次基本計画のもと法整備・環境整備が進み、図書館数の増大、児童への貸出冊数が過去最高を記録するなど大きな成果があがっていますが、一方で未だ解消されない課題として、次の3点が指摘されています。

- ① 学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向
- ② 地域における取組の差が顕著
- ③ 学校図書館資料の整備が不十分

第三次基本計画は、国及び地方公共団体に対し、「次の取組を通じ、子どもの自主的な読書活動の重要性を踏まえて、必要な体制の整備に努める」ことを求めています。

1. 家庭，地域，学校を通じた社会全体における取組
2. 子どもの読書活動を支える環境の整備
3. 子どもの読書活動に関する意義の普及

第三次基本計画の計画期間中、市にあっては100%、町村にあっては70%の地方公共団体が市町村推進計画を策定するよう、求めています。

### ◆「岐阜県子どもの読書活動推進計画」の策定と取組

岐阜県は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づいて「岐阜県子どもの読書活動推進計画」を策定しています。岐阜県は平成20年に教育基本法第17条に基づく教育振興基本計画として「岐阜県教育ビジョン」を策定し、5つの基本目標のひとつ「豊かな心と健やかな体を育む教育の推進」の施策として「読書活動の推進」をあげています。「子どもの読書活動推進計画」はその具体的な方向性を示すものです。

第二次計画期間までの成果は、市町村の推進計画策定率が31%から69%（42市町村中29市町村が策定）と向上し、1日の読書時間が1時間以上の児童生徒の割合が増加したことなどです。課題は、

学校段階が進むにつれて子どもの読書離れが顕著になる傾向が改善されていないこと、読書をする子・しない子に二極化する傾向があることなどが指摘されています。

## ◆「第三次岐阜県子どもの読書活動推進計画」の目標と方針

平成26年3月、教育を取り巻く新たな課題や変動する社会経済情勢に対応する指針として「岐阜県教育ビジョン」を改訂（第2次岐阜県教育ビジョン）し、同時に、平成27年度から31年度までを計画期間とする「第三次岐阜県子どもの読書活動推進計画（以下、「第三次推進計画」という。）」を策定しました。第三次推進計画は、第二次計画期間内における県、各市町村及び各種団体の取組の成果と課題を踏まえるとともに、子どもの読書活動の重要性の不易の内容を引き継ぎ、次のように目標と基本の方針を設定しています。また、推進の合い言葉も示しています。

### 【目標】

「生涯にわたって読書を楽しむ

読書から学ぶ力を身につける子どもをめざした豊かな心を育む読書活動の推進」

### 【基本の方針】

- ① 本との出会いの提供
- ② 楽しみながら進める読書の習慣化
- ③ 本から学ぶ力の育成
- ④ 読書から生まれた自分の考えを表現する機会の提供
- ⑤ 特別な支援を必要とする子どもの読書活動の推進

### 【合い言葉】

「読もう！つなごう！ひろげよう読書活動」

- ・読もう・・・子どもが読書を楽しみ、本を読むよう働きかけます。
- ・つなごう・・・家庭・公民館・学校・図書館等が連携し、読書活動を進めます。
- ・ひろげよう・・・読み聞かせ等の活動を母親・父親・祖父母等へひろげます。  
高校生と幼児の交流など読書活動をひろげます。  
電子書籍を活用するなど読書に親しむ方法をひろげます。

## ◆「大野町の子ども読書活動推進計画」の位置づけ

この計画は国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次）」及び「第三次岐阜県子どもの読書活動推進計画」をもとに、大野町の子どもの読書活動の現状を踏まえ、子どもの読書環境の整備、子どもの読書活動を推進するための諸事業の充実のために策定するものです。

## 第2章 大野町子どもの読書活動推進計画の策定

### 1. 目的

子どもたちの自主的な読書活動を推進するために、大野町の現状に基づき、家庭・学校・図書館・地域・その他の関連機関が果たす役割を示すとともに、第三次基本計画に示された取組をはじめ、町が進めるべき施策の方向性を明らかにしていくためのものです。

### 2. 計画の基本方針

#### (1) 子どもが読書に親しめる環境づくり

子どもが成長に応じて読書に親しめるよう、「読み聞かせ」等を通して読書の楽しさや喜びを知るきっかけや読書体験を深める機会を提供します。また、子どもの発達段階に応じた内容の本に出会えるよう町立図書館や学校図書館の資料を分かりやすく掲示、配置します。

#### (2) 子どもの読書活動を支える環境づくり

子どもの読書を習慣化し、継続することを目指して子どもを取り巻く環境（家庭、地域、学校、保育園、幼稚園、行政等）が連携、協力して推進体制の整備に努めます。

#### (3) 子どもが読書活動への理解と関心を深めるための環境づくり

子どもは身近な大人の影響を多く受けるため、大人が読書活動に対する意義を理解し、関心を持つように読書活動の重要性について啓発し、読書活動推進の気運を高めます。

### 3. 計画の対象

この計画の対象は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条に規定する0歳から18歳までの子どもとします。

### 4. 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

## 第3章 大野町における子どもの読書活動の推進のための施策

### 1. 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

#### 【家庭の役割と目標】

家庭は、子どもにとって最も身近な大人である保護者の活動が重要となる場となります。子どもが本に親しむ機会を作り出し、子どもと共に読書を楽しみ、能動的に読書に親しめるよう促していく必要が有ります。具体的な成果を早急に求めるのではなく、子ども達が自発的に読書活動に向かえるような環境作りを心がけます。

#### 【家庭の取組】

- ① 読書を楽しむ時間を持ち、本を囲んで語り合うなど、親子のふれあいの中で共に読書に親しむようにします。
- ② 家庭で読書をする時間を作り出す工夫を考えます。

### 2. 幼稚園・保育園における子どもの読書活動の推進

#### 【幼稚園・保育園の役割と目標】

幼稚園や保育園は乳幼児から就学前の子どもが、家庭の外で様々な経験をする場所になります。また、保護者以外の大人や同年代の子どもとの触れ合いが始まる所でもあります。職員やボランティアによる読み聞かせやおはなし会が日常的に行われることで、図書室などで多くの本に触れる機会が増えます。子どもが本に興味を持つために、発達段階に合った絵本を備えていきます。

#### 【幼稚園・保育園の取組】

- ① 乳幼児期の子どもに対して、絵本や紙芝居の読み聞かせなどを通して本への興味を持たせるブックスタート活動を行う。
- ② 保護者・ボランティア・図書館などが連携して、「読み聞かせ」活動などを充実させます。
- ③ 図書館からの「幼児向け良書案内」を活用するなど、図書館と連携を充実していきます。

### 3. 学校における子どもの読書活動の推進

#### 【学校の役割と目標】

学校は、子どもの年齢や知的発育段階に応じて読書に親しむ態度を育成し、読書週間を形成することが重要です。子どもの自主的、積極的な学習や読書に関する活動に取り組める環境作りが必要になります。

それまでの年齢の子どもとは違い、読書活動が自分の考えを深めたり、新しい世界を知ったりする手助けになるような指導が求められます。また読書の楽しさを知り、目的意識を持たせることも大切になってきます。そのためには読書環境の整備において、学習の教材となり学校の授業で活用される本を備えていきます。

#### 【学校の取組】

- ① 児童・生徒の成長・発達と興味に応じた蔵書を選択します。
- ② 児童・生徒への推薦図書リストの配布や、教師や児童・生徒同士によるおすすめ本の紹介などの機会を作ります。
- ③ 「朝読書」「読書月間」など全校一斉の読書活動を設定して時間を確保し、子ども達が読書習慣を身につけるよう促します。
- ④ 学校の授業において、学校図書室を利用して進めるような学習内容を検討します。

### 4. 町立図書館における子どもの読書活動の推進

#### 【図書館の役割と目標】

町立図書館は、町民の読書活動を支援する中心的・専門的機関です。子どもたちの生活に密着した図書館として日々の学習に役立ち、豊かな心を育て、情報の拠点・生活のうるおいの場としての機能を持たせることが必要です。また各地区の公民館などにある地域図書室との連携も充実させていきます。

#### 【図書館の取り組み】

- ① 生活に密着した図書館となるよう利用者からのリクエストに応えられるよう資料の充実や、窓口でのレファレンスサービスに努めます。
- ② 岐阜県図書館及び各市町図書館との情報交換、相互貸借や児童・生徒の調べ学習等資料の貸出などを行い、情報の拠点となるよう努めます。
- ③ 館内においては毎月第1・3土曜日及び子ども読書週間中、また保育園、幼稚園、小学校、放課後クラブでの読み聞かせを実施し、館内掲示の工夫（新刊図書紹介、テーマ別コーナーの設置）し、図書館に親しめるようにします。

## 5. 子どもの読書活動の推進にかかるネットワークづくり

### 【ネットワークの役割と目標】

子どもの読書活動の推進をするために町立図書館、幼稚園・保育園、小・中学校、家庭とボランティアがネットワークを作ることによって各機関が連携、情報交換を行うことが出来るようになり、より効果的なサービスが展開できます。このネットワークを確かにし子どもたちが本に触れる機会を増やし、一層の読書環境の充実を図ります。

### 【ネットワークの取り組み】

- ① 子どもの読書活動に関わる人を把握し、ネットワークをつくり各機関の情報交流を行います。
- ② ボランティアと図書館との連携維持・向上を図ります。
- ③ 各機関で『子ども読書の日』と、『子ども読書週間』、『秋の読書週間』の普及に努め、母体として町の広報誌やホームページを通じて図書館の啓発をします。



## 第4章 計画の推進と評価

### 1. 進捗状況の確認

図書館協議会にて各委員より進捗状況を報告することで確認をします。

### 2. 評価について

平成32年度に平成27年度と同程度のアンケートを実施し、目標が達成できたかどうかを確認します。そして、第2次計画に反映させます。



## 参考資料

### 資料1

#### ○子どもの読書活動の推進に関する法律

##### （目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

##### （基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

##### （国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

##### （地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

##### （事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

##### （保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

##### （関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

- 第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
  - 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

- 第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
  - 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
  - 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- 第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
  - 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

- 第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。